

文 第 2251 号
平成 23 年 3 月 30 日

各市町村教育委員会教育長 殿
(埋蔵文化財担当課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸一 (公印)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の
当面の取扱いについて (通知)

このことについて、別添写しのとおり文化庁次長から「東北地方太平洋沖地震に伴う
復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」の通知があり
ました。

宮城県教育委員会においては、標記地震に伴う下記復旧工事については、当分の間、
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条、第 94 条、第 96 条及び第 97
条の規定による届出又は通知を要しないこととしますので、御了知の上、適切に対応願
います。また、併せて関係部署等に周知願います。

記

- 1 この取扱いの対象は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う以下の復旧工事とす
る。
 - (1) 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
 - (2) 仮設住宅の建設
 - (3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
 - (4) その他緊急を要する復旧工事 (別紙)
- 2 この取扱いの終了については、復旧工事の進捗状況等を考慮し、別途通知する。

担当 宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 天野順陽 電話 022-211-3684 FAX 022-211-3693 メール amano-ma566@pref.miyagi.jp
--

(別紙)

その他緊急を要する復旧工事については、以下の復旧工事を想定している。

- ①耕作地、溜め池、水路等の農業関連施設の復旧
- ②津波による土砂等の撤去及び整地
- ③仮設の校舎・事務所等の建設
- ④仮設の道路・上下水道・電話柱・電気柱等の建設
- ⑤仮土葬に係る掘削等

なお、上記①～⑤以外で、緊急を要する復旧工事が判断が難しいものについては、文化財保護課と協議願います。